

令和2年12月17日

保護者の皆様へ

沖縄県立首里東高等学校長
(公印省略)

沖縄県バス通学費支援事業実施要綱の改正について

令和2年10月から実施しています沖縄県バス通学費支援事業について、下記のとおり変更があります。

支援を受けるためには申請が必要ですので、希望される方は下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、既に申請書を提出している場合は、申請書の再提出は必要ありません。

記

1 改正内容

定期券が発行されていないため支援対象外としていた高速バス（系統番号111, 117）を新たに対象に追加します。

2 支援対象者

下記(1)～(2)の要件をすべてに該当する高校生が対象となります。

(1) 次のア～エのいずれかに該当する世帯

ア 令和2年度高等学校等奨学のための給付金受給世帯（一部給付を除く）

イ 令和2年度奨学給付金を受給出来る者と同等の収入状況である世帯

ウ 令和元年度高等学校等奨学のための給付金受給世帯

エ 児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯

(2) 県内の高等学校（全日制・定時制）に在学している高校生等

※ただし、ほかの制度で通学費の支弁対象となっている場合は対象外

(例) 生活保護（生業扶助）受給世帯等

3 提出書類

(1) バス通学費支援事業申請書（様式第1号）

(2) 添付資料（以下のいずれか）

①高校生等奨学給付金支給決定通知書（写）※一部給付の決定通知書は不可

②令和2年度課税証明書（非課税証明書）（写可）

③児童扶養手当証書（写） ④母子及び父子家庭等医療費受給者証（写）

4 提出期限

随時提出して下さい。

※高速バス（系統番号111, 117）を利用する場合、認定後に回数券を交付します。

5 提出先 : 首里東高校事務室

※申請書類は、事務室窓口でお受け取り下さい。

また、既に申請書を提出されている場合は、再提出の必要はありません。

<問い合わせ先> 首里東高等学校 事務室
担当者 我謝 TEL: 098-886-1578